

第 54 回笛吹市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和 6 年 10 月 9 日(水)

9 時 30 分～11 時 30 分

場所：春日居あぐり情報ステーション

【出席者】

委員：風間会長・高橋委員・土屋委員・竹下委員・岩間委員・深澤委員・花輪委員

芦澤委員・渡邊委員・雨宮清委員・長谷部委員・鈴木委員・小澤委員・伊藤委員

茂手木委員・霜村正委員・堀内委員・中村委員・雨宮香委員・霜村和委員

橋本委員・四家委員

アドバイザー：高木教授

事務局：内藤センター長・石原・菊島・若野・古屋・荻原・鷹野・依田・程原

【傍聴者】

雨宮氏(ハーモニー)・若杉氏(笛吹社協)・中村氏(笛吹社協)・竹内氏(ぶどうの里)

1、はじめのことば

(内藤)皆様にはお忙しい中、第 54 回笛吹市地域自立支援協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから開会させていただきます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、笛吹市障がい者基幹相談支援センターの内藤と申します。よろしくお願いします。

2、笛吹市地域自立支援協議会 会長あいさつ

(内藤)それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。まず、風間一幸会長から挨拶をいただきます。

(風間)皆さんおはようございます。今日は肌寒いぐらいで、上着がないと厳しい感じがします。例年ですと 9 月の彼岸頃に長雨がありますが、昨日も今日も雨ですので何か例年より 1 週間ぐらい遅れているのではないかと、そんな気がします。本日は、年に 3 回ある自立支援協議会の 2 回目になります。皆さんのお話やご意見をいただきながら進めていきたいと思ひます。本日は午前中の時間になりますが、よろしくお願いします。

(内藤)ありがとうございました。

3、高木アドバイザーあいさつ

(内藤)それでは、本自立支援協議会のアドバイザーをお引き受けいただいております、山梨県立大学教授の高木寛之先生からご挨拶をいただきたいと思います。

(高木)先日、包括的支援体制の研修会や重層的支援体制整備事業の研修会がありました。その中で話合われていたことは、子供たちの支援を福祉サービスだけで組み立ていくことが難しいという事でした。地域で生活していくためのサービスをどうやって組み立てていくのか。それは行政だけではなかなか難しいというところまでは共有できており、その先へ一步を踏み出すところで、このような取り組みを活用したいといった話を聞かせていただきました。この自立支援協議会で話合われている内容も、福祉課題に対してだけではなくて、他のところへ焦点が当てられてきていると思います。サービスだけで考えていくのではなくて、生活面をしっかりと議論ができればと思います。よろしくお願いします。

(内藤)ありがとうございました。それでは早速議事に入りたいと思います。笛吹市自立支援協議会設置要綱の第6条第1項に基づきまして、会長が議長となるとなっておりますので風間会長よろしくをお願いします。

4、議事

(風間)はい、それではこれから議事の内容に入っていきたいと思います。皆様のご協力いただきながらスムーズに進行できればと思います。よろしくお願いします。それでは、各部会の中間進捗状況について、最初に当事者家族部会の報告をお願いします。

(竹下)当事者家族部会では、毎月違ったテーマを設けて学びや新しい発見をしながら、参加者の皆さんとの交流を深めています。今年度の取り組みとしては、差別解消をテーマに県の出張講座を受け、市の防災危機管理課から被災地派遣の現状について学びました。9月に予定していた防災訓練は台風の影響で中止となってしまいました。また、市のヘルプカードのデザインを刷新する話し合いを継続的に行ってきました。

(風間)ありがとうございました。質問ご意見等は、全ての報告が終わってからまとめてお願いします。では次に、相談支援部会の報告をお願いします。

(鈴木)第1回目の部会では、年間計画を立てました。基本的には事例検討会を年3回、アセスメント演習を1回、それから虐待研修会を1回です。虐待研修は今年も高橋先生にお願いしようと考えています。6月の部会では、コスモアンシア末原さんから12歳の自閉症児の事例提供がありました。親もアスペルガーの診断を受けており、親子ともに障害特性が強く、将来の展望が見えにくくなっている事例でした。それから、8月に行われた第3回の部会では当事者アセスメント演習を行

いました。本人は身体障がいのある 20 歳女性で、フィリピンから一家で移住してきて、日本で生活をしてきました。家族は帰国されましたが、本人は日本で就職して日本での生活を続けています。演習では、今後の生活についての未来計画を作成しました。

(風間)ありがとうございました。続きまして、児童部会の報告をお願いします。

(荻原)1 回目の児童部会は 7 月 2 日に行いました。放課後デイサービスの事業所、児童発達支援の事業所、教育コーディネーター、市役所と多くの方に参加をいただきました。内容は事業所マップをもとに各事業所の紹介等をしていただいて、4 月に報酬改定がありましたので、各事業所の加算等の状況について確認しました。また、学校教育課の指導主事から、今の学校状況について情報提供していただきました。それから、今年度の研修会についての要望を確認させていただきました。2 回目は 10 月 1 日に行いました。内容は学校の現状や不登校への対応についてというテーマで、学校教育課の指導主事の先生 2 人を交えて情報交換を行いました。

(風間)ありがとうございました。事業所連絡会の報告をお願いします。

(古屋)今年度 1 回目は 4 月 30 日に行いました。主な議題は二つありまして、授産品販売についてと市政 20 周年記念のフォーラムについて概要説明をいただきました。そして、2 回目は 8 月 29 日に行いました。内容はグループホームの現状と課題について参加者間で共有しました。入居される方の支援区分の問題や、支援学校を卒業してすぐに入所される生徒の問題、障害年金受給できるまでの生活費に関して意見が出ました。

(風間)ありがとうございました。次に委託相談連絡会の報告をお願いします。

(菊島)今年度は、4 月と 7 月に開催しました。7 月には、教育と福祉の連携について考えていくために、関係機関の方に参加してもらう機会を作りました。内容については、発達障害のある中学生で不登校となっているケースを一例として意見交換を行いました。支援者のそれぞれの立場や考え方を知る機会となりました。また、障害福祉サービスを利用している方の介護保険への移行について長寿支援課と計画相談員にも参加していただいて、検討会を継続しています。

(風間)それでは最後に、計画相談連絡会の報告をお願いします。

(鷹野)今年度 1 回目を 6 月に開催しております。1 回目ですので、今年度の活動目標・活動内容を決定しました。次に、各事業所の現状報告があり、計画相談事業所の職員体制や、相談の受け入れ状況などを共有しました。最後に、事業所の方からご報告いただき、支援課題を共有しました。計画相談員はどうしても個々での動きが多く、他の相談事業所と連携する事が少ないので、困りごとを共有できたのは良かったといった声がありました。また、利用者の金銭管理をどうしているのか、という話を聞くことが多いので、金銭管理をテーマにして計画相談のマニュアルを作成したいと考えています。次回はその事を皆さんと共有したいと思います。

(風間)ありがとうございました。上半期の各部会の活動についてご報告をいただきました。ここで、皆様からご質問ご意見等あれば頂戴したいと思います。

(土屋)事業所連絡会からの報告の中にグループホームの話がありました。話の中では、利用にあたって支援区分があった方が良いという事でしたが、その辺りの事を詳しく教えていただきたいです。

(古屋)支援区分があった方が望ましいというのは、区分によって事業所の収入が変わってくるという事情があるのだと思います。最近はグループホーム側から、区分いくつ以上の方をお願いしますと言われることもあります。中には区分の有無に関わらず利用できる所もあります。また、身辺がある程度自立されている方が利用対象の中心となりますが、中には 24 時間世話人がいて、重度障がいの方を受け入れが可能な所もあります。

(石原)グループホームの関係で、基幹から情報提供があります。市内にもグループホームがありますが、重度障がいの方はやはり受け入れが難しいところが多いです。ただ、グループホームは市内・市外を問わず、また県外からでも希望すれば利用できる仕組みになっています。しかし、重度障がい者を受け入れますと公表しているところは非常に少なく、県内でも数ヶ所になります。ですので、対応可能な県外のグループホームに申し込みをしているのが現状です。それから、グループホームは基本的に区分なしで利用が可能ですが、事業所の運営や、身体状態を適正に把握するという意味合いで区分が求められているようです。

(風間)はい、ありがとうございます。他にございますか。

(雨宮清)参考によろしいでしょうか。4 月に山梨市でグループホームを開設しましたが、やはり収益や職員体制には苦慮しています。グループホームの夜勤というと、勤務期間はだいたい 22 時から 8 時までになりますが、その時間だけピンポイントに働いてくれる人は少なく、前後の時間も勤務をお願いしています。そうすると 1 勤務当たり最低でも 1 万 6 千円支払うことになりますので、それに見合う収入が必要です。一方で、収入を重視して区分の重い方ばかりを受け入れると、それに対応できる職員配置が必要になってきます。事業所としてはこういった悩みを抱えている所が多いのではないかと思います。

(風間)ありがとうございました。

(鈴木)少し違う方面から話をさせていただきます。相模原の事件をきっかけに、入所施設解体論が進んでいます。相模原の施設入所者も施設からグループホームに移行しています。ここで考えていただきたいのは、あそこの施設に入った人は自分で生活ができず、入所しかないという判断であそこにいたはずで。ところが、一部の方ですが実際にグループホームに移りました。こういった事が起こるから、アセスメントをしっかり行う必要があります。本人が施設での生活を本当に希望されて

いるのか、本人が望んでいる事を踏まえて考えていく必要があります。安易に施設入所を選択するのではなく、本人の意思を尊重しなければなりません。難しい問題としてもう一つあります。近場の話ですと三富福祉会が障がい者施設を解体して、グループホームへ移行していくことを検討しているようです。グループホームと一口に言っても、それぞれ特徴があります。例えば、「らくてい」ですが、このグループホームの運営会社は空き家の有効活用をテーマにしており、地域にある空き家を有効利用するための一つの方法としてグループホームを建てています。当然既存の家を改装して建てますので、バリアフリーにはなりません。こういうタイプのグループホームでは初めから重度の方が入所することを想定していません。重度の方が入所できるように計画的に建物を建設するには相当の費用が掛かります。ですから重度障がいの子供たちの将来を考えて、新規に立ち上げようという流れにはなりにくいのです。そういう事を合わせて考えてみると、入所施設が無くなってしまう事は重大な問題を含んでいます。

(風間)ありがとうございました。

(土屋)以前から計画相談員が不足しているという話を聞いていますが、新規募集などで改善されてきているのか。それから、吉村氏が担っていた圏域マネージャーは現在どうなっているのか教えていただきたい。

(鷹野)今年度は計画相談の報酬改定があり、新たに加算項目が創設されています。制度的にはきちんとやっていれば報酬加算が見込めるようになっていますが、実際には日々の計画相談業務の中ではやりきれないところがあります。事業所によっては、加算支援は行っているが、事務処理が追いつかないという理由で加算をとっていない所もあるようです。私自身も、今回の改定で大幅に改善されたという感じはありません。ですから、相談員を雇いたいが簡単な話ではないと言わざるを得ません。この点は連絡会の中でも継続的に取り上げて、事業所を増やしたい、相談員を増やしたいと声をあげていきたいと思っています。もう一つの圏域マネージャーの問題ですが、不在は大きな問題で、峡東圏域での連携や情報共有に支障が出ています。県でも新規の募集をしていますが、吉村氏に代わるような人材もなかなかいません。そういった意味でも人材不足を感じています。

(風間)はい、ありがとうございました。

(渡邊)療育コーディネーターをしています。圏域マネージャーと療育コーディネーターは県の障害福祉課の事業で、委託を受けて行っています。圏域マネージャーは圏域をまとめる役割であり、すごく重要であるということは何度も県に伝えていますが、人材がいらないということで、来年度も配置は厳しいようです。市からも県にあげてもらっていると思いますが、再度お願いしたいと思います。

(石原)12月に県と地域の合同自立支援協議会が予定されています。その際に、今お話しがあった圏域マネージャーのことも話し合えるのではないかと考えています。私達も業務をする中で、圏域

マネージャーが不在の現状や計画相談員の報酬単価については、非常に心苦しく思っているところでもありますので、少しでも改善できるよう話し合いたいと思っています。

(風間)ありがとうございました。他にございますか。それでは、次に進めさせていただきます。ここで、高木先生からご助言をいただきたいと思います。

(高木)お話ししたい事は二つありまして、まずは圏域マネージャー不在の件になります。昨今は福祉業界に限らず、どこの業界でも人材不足と言われています。ですから、人を配置出来ないという状態が中長期的に続いていくことが分かっています。人が居るけど配置しないのではなく、そもそも人が居ないわけです。こういった現状ですから、これまで圏域マネージャーが担ってきた業務を見直して、不在となっても自分たちで出来る事を考えて取り組んでいくことが必要だと思います。これまでは人材不足という言葉で片付けてしまってきた事象について、ここで一度見直した方が良いと思います。一方で、こういった取り組みを進めていくと、県としてはマネージャー不在でも大丈夫と言い出しますから、配置の要望は続けていく必要があります。しかし、来年度の配置は叶わない事がはっきりしている以上は、不在のまま進んでいくのではなく、発想を変えることも必要です。もう一つは、障がい者基本条例についてです。先日、制定記念フォーラムも開催されました。制定して終わりではありませんので、今後もしっかり進めて行っていただきたいと思います。

(風間)条例は県内で初めての取り組みですので、とても大事なものだと思っています。ですので、条例に関して少しご報告いただきたいと思います。よろしくお願いします。

(内藤)障害福祉課長という立場で条例の内容に関して説明させていただきますが、その前に基幹相談支援センターの石原から、記念フォーラムの様子について報告させていただきます。

(石原)9月25日から28日に障がい者基本条例制定フォーラムを開催しました。初日は基本条例の説明や、高木先生をお招きしてシンポジウムを開催しました。また、事業所参加による作品展示や授産品の販売会、そして最終日には障がい当事者による劇団上映も行い、全体を通して延べ250名くらいの来場者がありました。

(内藤)条例について説明させていただきます。制定に際しては、当事者家族部会の皆さんにご協力いただきまして、今年の3月26日に公布・施行した次第です。条例自体は笛吹市のホームページに掲載されていましたが、先日逐条解説を追加させていただきました。こちらをお読みいただきますと、私達や当事者家族、事業者のそれぞれの思いがお分かりいただけると思います。ここでは全20条からなる条文の中から、特徴的な条文の説明させていただきます。まずは第4条第2項で市の責務を規定し、これを受けて第5条第2項で市民の責務を規定しています。そして、第9条第2項では障がい理解に関する施策の実施に関して、市の努力義務を規定しています。全体を通して、市は自ら発信する機会を作っていかなければならないという内容になっておりますので、今回のフォーラムだけでなく今後も継続して取り組んでいく必要があります。

(風間)ありがとうございました。

(鈴木)良い機会なので条例に関して質問させてください。この基本条例には罰則規定がありません。条例があってもそれに違反することもあると思いますが、その際にはどのように争う事になるのかを教えてください。

(高橋)行政が行った処分の違法性を争うのであれば行政訴訟になり、行政の不作为によって損害が生じたのであれば損害賠償請求する方法もあります。ですから、条例に罰則規定がないからと言って争えないわけではありません。

(風間)ご協力ありがとうございました。以上で議事を終了したいと思います。

(内藤)風間会長、議事進行ありがとうございました。それでは、その他に移りたいと思います。

5、その他

(内藤)それでは最初に、地域体制強化共同支援に関わる報告と防災訓練の参加に関する説明をお願いします。

(鈴木)まずWK様のケース報告をします。なぜ報告をするのかというと、事業所の加算項目に入っているからです。相談支援事業所は計画を作っているだけでは経営が厳しいので、加算を狙っていきます。では次に移ります、こちらがメインになります。平成24年から地域共生社会の実現の一環として、障がい者が地域の防災訓練に参加する試みを行ってきました。共生社会の実現には地域の福祉力を基に共生社会のシステムを構築していく必要があります。そこで皆さんに改めてお願いしたことは、地域の防災訓練に参加しましょうという事です。障がいの有無に関わらず、地域のみんなが参加しないと何も変わりません。地域共生社会の実現には普段からの意識が大切です。その点、地域共生社会の実現方法の一つとして防災訓練はお薦めです。

(内藤)ありがとうございました。他にありましたら、お願いします。

(岩間)高次脳機能障害の普及啓発のためのポスターを作成しました。支援者の方々への周知は進んでいましたが、一般にはまだまだ知られていなかったので、今回ポスターを作成することになりました。ポスター作製に当たっては笛吹高校の美術部にご協力いただきました。イラストとかくれんぼ上手な後遺症というキャッチフレーズも美術部の生徒が考えました。是非皆さんのところで掲示していただきたいと思います。

(内藤)以上でその他を終了したいと思います。ここで、本日の協議会全体について高木先生からお話をいただきたいと思います

(高木)報告の中に条例の話がありました。この条例ですが、笛吹市らしさが良く出ていると思います。この手の条例を制定する際に、多くの自治体はネットで類似の条例を検索して、それを参考に

手直しする手法を取ります。どこもだいたい同じような内容になりますが、行政が勝手に作った条例だと当事者からは批判されることになります。笛吹市では当事者の思いを聞き取って形にしたところが、とても良いと思います。皆さんもう一度条例を見ていただきたいのですが、先ほど責務の話がありました。この責務ですが、市の責務だけでなく、市民の責務、これは当事者も含まれた市民という意味だと思います。それから事業者の責務、この三者の責務が良いバランスになっていると思います。ここで当事者市民の皆さんにお願いがあります。相手を攻撃する道具としてこの条例を利用しないで欲しいと思います。折角一緒に作ったのですから、至らない点があるのなら一緒に考えていくための指針として欲しいと思います。そして、条例を制定して終わりではなく、どのように生かしていくのかという視点が大切だと思います。

(内藤)高木先生ありがとうございました。

6、おわりのことば

(内藤)長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。以上をもちまして、第54回笛吹市地域自立支援協議会を終了とさせていただきます。最後に挨拶を交わして終わりたいと思いますので、ご起立ください。